

社会福祉法人藤崎台童園公印管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤崎台童園の公印の保管、使用その他必要な事項について定めるものとする。

(公印の名称、ひな型等)

第2条 公印の名称、ひな型、書体、寸法、個数及び用途は、別表1のとおりとする。

(公印の管理及び取扱い)

第3条 公印の保管及び使用の責任者として公印管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、別表2（中列）のとおりとする。

3 管理責任者は、必要と認める場合は、公印の保管及び使用に係る業務の全部又は一部を、別表2（右列）に記載する公印取扱者に限り委任することができる。

(公印の保管)

第4条 公印は、保管場所を定めるとともに、堅固な容器に収め、施錠するなど嚴重に保管しなければならない。

2 公印は、所定の保管場所以外の場所に持ち出してはならない。但し、管理責任者が必要と認めた場合は、この限りではない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用しようとする者は、押印を必要とする決裁済の文書を管理責任者もしくは公印取扱者に提示し、その押印を受けなければならない。

(公印の新調、改刻、廃止)

第6条 公印を新調、改刻、廃止しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、不要となった公印は、焼却その他適当な方法で廃棄しなければならない。

(事故報告)

第7条 管理責任者もしくは公印取扱者は、公印の盗難、紛失又はき損等の事故があった場合は、すみやかに理事長に報告しなければならない。

(委任)

第8条 その他、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、平成 16 年 5 月 4 日から施行する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 21 年 9 月 19 日から施行する。
- 4 この規程の一部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

名称	ひな型	書体	寸法	個数	用途
社会福祉法人 藤崎台童園 理事長の印		隸書 縦書き	方 24 mm	1	理事長名を もってする 公文書
児童養護施設 藤崎台童園 園長の印		隸書 横書き	方 24 mm	1	童園園長名を もってする 公文書
児童養護施設 藤崎台童園の印		隸書 縦書き	方 24 mm	1	児童養護施設 藤崎台童園 一般公文書
保育所 藤崎台保育園 園長の印		隸書 縦書き	方 21 mm	1	保育園園長名を もってする 公文書
保育所 藤崎台保育園の印		隸書 縦書き	方 21 mm	1	保育所 藤崎台保育園 一般公文書
社会福祉法人 藤崎台童園理事長 銀行印・小切手印		隸書 縦書き	丸 15 mm	1	本部及び童園が 使用する 金融機関印 小切手印
社会福祉法人 藤崎台童園理事長 銀行印・小切手印		隸書 縦書き	丸 13 mm	1	保育園が 使用する 金融機関印 小切手印

別表 2

公印の名称	管理責任者	公印取扱者
社会福祉法人藤崎台童園 理事長の印	社会福祉法人藤崎台童園 理事長	社会福祉法人藤崎台童園 常務理事
児童養護施設藤崎台童園 園長の印	児童養護施設藤崎台童園 園長	児童養護施設藤崎台童園 副園長
児童養護施設 藤崎台童園の印	児童養護施設藤崎台童園 園長	児童養護施設藤崎台童園 副園長
保育所藤崎台保育園 園長の印	保育所藤崎台保育園 園長	保育所藤崎台保育園 書記
保育所 藤崎台保育園の印	保育所藤崎台保育園 園長	保育所藤崎台保育園 書記
社会福祉法人藤崎台童園 理事長銀行印・小切手印 (本部及び童園使用の印)	児童養護施設藤崎台童園 理事長	児童養護施設藤崎台童園 事務長及び経理事務担当者
社会福祉法人藤崎台童園 理事長銀行印・小切手印 (保育園使用の印)	児童養護施設藤崎台童園 理事長	保育所藤崎台保育園 書記